

高知県情報通信基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県情報通信基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、情報通信基盤の整備を促進することによって地域間の情報格差を是正するとともに、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、超高速ブロードバンド（下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドをいう。）基盤の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）が主体となって実施する集落又は市町村単位の超高速ブロードバンド基盤整備のうち、補助事業者が経費の一部を補助する事業とする。

2 県の他の補助事業による施設の整備は、前項の補助事業の対象としない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、補助額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入れ控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定通知)

第6条 知事は、前条の補助金等交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定及びこれに条件を付した場合には当該条件を当該

補助事業者が書面により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第7条 前項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者が、規則第7条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、当該通知を受理した日から10日以内に別記第2号様式による補助金交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(交付決定額に対して補助金所要額が減額となり、その額が交付決定額の20パーセント以内である場合を除く。)をしようとするときは、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第4号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(間接補助金交付の際付す条件)

第9条 補助事業者は、対象事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7条、第8条、第10条から第14条及び第16条から第18条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと。
- (2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(事故の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに別記第 5 号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第 6 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、別記第 7 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が当該年度内に完了しない場合は、別記第 8 号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 9 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業の経理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収入及び支出の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿並びに収入及び支出に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限等)

第 15 条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価値が単価 50 万円以上のものについて

は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ別記第 10 号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年第 15 号）に規定する耐用年数を経過した取得財産等においては、この限りではない。

2 前項の規定により知事の承認を受けて補助事業者が取得財産を処分することにより収入があると認める場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 条に規定する補助目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助金の返還等）

第 16 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

（1）補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（2）補助事業者（又は間接補助事業者）が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

（情報の開示）

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（グリーン購入）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（附則）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

2 この要綱は、平成 35 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 4 号、第 9 条及び第 12 条第 4 項から第 17 条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

（附則）

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	内 容	補助率
<p>本体メニュー 超高速ブロード バンドサービスを 提供するために必 要な施設又は設備 であって、整備事業 を実施する上で中 核となるものの設 置に要する経費</p>	<p>施設・設備費</p> <p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費</p> <p>ア 光電変換装置</p> <p>イ 光成端架</p> <p>ウ 線路設備（中継装置及び分岐装置を含む。）</p> <p>エ 送受信装置</p> <p>オ ヘッドエンド装置</p> <p>カ 無線アクセス装置</p> <p>キ 鉄塔</p> <p>ク 局舎施設</p> <p>ケ 外構施設</p> <p>コ 電源供給施設</p> <p>サ 構内伝送路</p> <p>シ 管理測定装置</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設の設置に 要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>	<p>10分の1以内</p>

(注)「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費を含む。

別表第2 (第6条、第8条、第16条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。